

調 書 (決定)	
事 件 の 表 示	令 和 4 年 (行 ツ) 第 2 1 4 号
決 定 日	令 和 5 年 7 月 1 9 日
裁 判 所	最 高 裁 判 所 第 二 小 法 廷
裁 判 長 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官	尾 島 明 三 浦 守 草 野 耕 一 岡 村 和 美
当 事 者 等	別紙当事者目録記載のとおり
原 判 決 の 表 示	東京高等裁判所令和3年(行コ)第180号(令和4年3月3日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

第2 理由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、違憲及び理由の不備・食違いをいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

令和5年7月19日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 阿 部 真 二 印

当事者目録

上	告	人	株式会社スターサンズ
同	代表者	代表取締役	伊 達 百 合
同	訴訟代理人	弁護士	四 宮 隆 史 ほか
被	上	告	人
同	代表者	理事長	独立行政法人日本芸術文化振興会
同	訴訟代理人	弁護士	長 谷 川 眞 理 子
			小 坂 準 記 ほか

これは正本である。

令和5年7月19日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 阿部 真 二

